

## 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト関係 F A Q

2023/7/18

※文科省教育 DX 室の現時点の認識を整理したものであり、随時更新していきます。

Q2-1. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトはどのようなものですか。

- A. 日本の初等中等教育に適した学習管理機能を備えたソフトウェアとして共通の技術的な規格（学習 e ポータル標準モデル）に準拠したブラウザベースのソフトウェアです。各学校で新たに e ポータル標準モデルに準拠するソフトを導入するか、これまで各学校で導入しているソフトウェアが学習 e ポータル標準モデル標準規格に準拠するかのいずれの場合でも学校において活用できるようになります。
- なお、ブラウザベースのソフトウェアは、何かシステムを新たに構築する必要はなく、ソフトをダウンロードしたり、インストールしたりする必要もなく、パソコンなどの端末とインターネットブラウザだけあれば使えるようになるものです。

学習 e ポータル標準モデルは文科省の委託により、（一社）ICT CONNECT 21 において研究者や事業者等による専門・技術的な議論により定められています。

<https://ictconnect21.jp/document/eportal/#standard>

Q2-2. MEXCBT と学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトはどのような関係ですか。

- A. MEXCBT と学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは以下のように役割分担して全国の学校で C B T が実現できるようにしています。
- 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト：児童生徒の学習の窓口機能。個人ごとの学習の記録等を表示する等の機能をもっています。問題の選択や、回答結果の表示等が可能です。今後、デジタル教科書・教材等が学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトに連携し、学習状況の把握や振り返りをできるようになる見込みです。
  - MEXCBT：問題出題・処理の機能。問題を管理し、学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトからのリクエストに基づき、出題して、採点処理等に特化しているシステムです。なお、選択問題や短答式問題の一部など、解答が一意に決まるものについては自動採点が可能です。個人情報等は扱いません。

Q2-3. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトの選択肢は、今後も、現在 MEXCBT 運用支援サイトから申込ができるソフト（実証用を含む）のみですか。

- A. 学習 e ポータル標準モデルは公開されており、今後各社や自治体等が機能を実装することでさらに選択肢が増えることが見込まれます。なお、現在申込みが可能な学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは以下 URL をご確認ください。

<https://ictconnect21.jp/document/eportal/#standard>

Q2-4. 利用の申し込みは学校単位・設置者単位のどちらで行いますか。

A. MEXCBT 運用支援サイト内の利用申し込みページから、設置者においてとりまとめて申し込みいただきます。その後の手続き等は選択した学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトによって異なります。

Q2-5. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトの導入費用はどうなりますか。

A. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトにより導入費用等が異なります。無償のもの、有償のもの、機能により有償オプションとなるもの等があり、各自治体のニーズに応じて選択いただければと思います。また、文科省が MEXCBT の開発を委託する「オンライン学習推進コンソーシアム」が提供する実証用学習 e ポータルは、機能は限定的（シングルサインオンはできず、MEXCBT に接続する機能のみ）ですが無償です。今後とも機能は限定的ですが、無償の実証用学習 e ポータルは文科省として維持していきたいと考えております。

Q2-6. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは、教育委員会単位で 1 つしか選べないのですか。（学校単位で別々にできないのですか。）

A. 今後の教育データ利活用等を見据えると、教育委員会単位など一定の規模ごとに 1 つの学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトを使用することが便利であると想定しています。今後の学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトの活用単位はさらに検討が必要ですが、今回の MEXCBT 事業においては、選択の単位を各学校設置者の学校種ごとを基本としています。例えばある設置者が、小中学校ともに同じソフトウェアを活用する場合や、小学校と中学校で異なるソフトウェアを活用する場合などが考えられます。それ以外の場合は個別にオンライン学習システム推進コンソーシアム事務局<sup>※2</sup>に御相談ください。

Q2-7. 令和 4 年度以前に MEXCBT の利用申込を行っていた場合も再度申し込みは必要ですか。

A. 令和 4 年度以前に、利用申込をいただいている場合は、基本的に、再度の利用申込は不要です。令和 4 年度以前に申込を行ったメールアドレスにて、申込サイトからご自分の学校（設置者）の申込情報をご確認ください。なお、MEXCBT のプロトタイプ版のみ活用した場合、再度申し込みが必要となります。

Q2-8. 令和 4 年度以前 MEXCBT の利用申込を行っていた場合の、年次更新等はどのように実施するのでしょうか。

A. 実証用学習 e ポータルを活用している場合、学年進行時のアカウントの継続利用が可能ですが、進学時には卒業した学校でのアカウントの削除、入学した学校での新規アカウントの発行が必要となります。令和 5 年 3 月 28 日付事務連絡別添資料 P.9 の「ケース 3」を参照いただき、アカウント追加発行手続き等をお願いします。（P.3 表※3）。そのうえで、不明点がある場合はオンライン学習システム

推進コンソーシアム事務局までお問合せ下さい。

民間事業者の学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトを活用している場合、学年進行時のアカウントの継続利用が可能ですが、アカウントの年次更新処理および進学時に継続利用が可能かどうかは、活用するソフトウェアにより異なります（P.3 表※ 4、※ 5）。詳細は学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト提供事業者にお尋ねください。

	年次更新	具体的なケース	アカウント
実証用学習 e ポータル	学年進行	小5の児童が小6に進級	引き続き利用可能
	進学	小6の児童が中1に進学	卒業した学校での削除が必要 進学先での新規発行が必要（※ 3）
民間事業者の 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト	学年進行	小5の児童が小6に進級	引き続き利用可能（※ 4）
	進学	小6の児童が中1に進学	ソフトウェアにより異なる（※ 5）

Q2-9.既に学習 e ポータル標準モデルに準拠したソフトウェアのいずれかを導入している場合、MEXCBT 利用に新たなアカウント発行等は必要ですか。

A. 既に学習 e ポータル標準モデルに準拠した各社のソフトウェアを利用している場合も、MEXCBT を利用するには設置者による MEXCBT 利用申し込みページへの入力が必要となります。利用申し込みページ入力後の手続きの詳細は学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト提供の各社にお問合せ下さい。

Q2-10. 地方学調 CBT を実施する場合、学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトに接続する他のシステムを活用する際に費用が発生する場合は、当該費用は国負担ではなく、自治体負担となりますか。

A. その通りです。

Q2-11. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは、ログインの手間を省くためにシングルサインオンが可能ですか。

A. シングルサインオンは様々な意味がありどの範囲のことを想定されているかによります。学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトの各社により可能なことは差異があるので、ご確認ください。なお実証用学習 e ポータルはシングルサインオンに対応しておりません。

Q2-12. アカウント管理等で留意することはありますか。

A. 自治体の条例やセキュリティポリシー等に基づき、例えば、利用しなくなったアカウントを削除するなどの対応をお願いします。また、利用実績のあるアカウントの使いまわし等については行わないようご注意ください。具体的な操作方法等は各学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトにより異なりますので、運用支援サイトに掲載されている各マニュアル等（下記 URL）をご参照ください。

<https://support2.mexcbt.mext.go.jp/manual/>

Q2-13. 仮に、シングルサインオンで学習e ポータル標準モデル準拠ソフトにログインしても、MEXCBT は、児童生徒の氏名等の個人情報扱いは扱わないという理解でよいですか。

A. その通りです。

Q2-14. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトを途中で変更することは可能ですか。

A. 可能です。令和 5 年 3 月 28 日付事務連絡「文部科学省 CBT システム（MEXCBT：メクビット）の活用募集について（依頼）」の別添資料 P.9 の「ケース 2」を参照ください。なお、学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト提供各社との契約等にご留意ください。

Q2-15. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトにおける個人情報等の取扱いはどうなっているのですか。

A. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト（実証用学習 e ポータルを除く）で扱うデータについては、個人情報保護法及び各自治体の個人情報保護条例を踏まえた上で、学校設置者の委託等に基づき、学習 e ポータル事業者が取り扱う範囲等を契約等で定めることとなります。従って、学習 e ポータル事業者は契約の範囲内のみで個人情報等のデータを取り扱うこととなります（実証用学習 e ポータルにおける取扱いについては[MEXCBT 運用支援サイト](#)をご参照ください）。

契約に当たり、学校設置者におかれては、学習者本人・保護者への説明等の要否も含め、個人情報保護法等をご確認の上、適切にご対応ください。その際、「教育データの利活用に係る留意事項（第 1 版）」及び「[教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 4 年 3 月文部科学省）](#)」の参考資料「情報セキュリティ対策基準の例」中「1. 10. 事業者に対して確認すべきプライバシー保護に関する事項」や「1. 11. クラウドサービス利用における個人情報について」を御参照いただき、事業者における個人情報の取扱いについて留意すべき点を御確認いただくようお願いいたします。

なお、学習 e ポータル事業者は、「個人情報保護方針」及び「プライバシーポリシー」などを学校設置者に明示し、学校設置者に十分なお理解を得た上で契約をしていただくようお願いします。

現在、学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは、標準規格に基づく連携は MEXCBT とのみでしか実装されておらず、デジタル教科書・教材等との連携が実装されるのは今後となる見込みです。文部科学省では、今年度、学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトとデジタル教科書・教材等の連携に関する規格等を定める予定ですが、その際、関係者との議論も踏まえつつ、上記のようなデータの取扱いも含めた学習 e ポータルの活用のあり方の方向性を示していく予定です。

また、上記のような論点も含め、教育データを利活用するに当たって、児童生徒の教育データに関して、安全・安心を確保するため、学校・教育委員会等が留意すべき点を整理した「教育データの利活用に係る留意事項（第 1 版）」を公表しておりますので御確認ください。

【連絡先】

○MEXCBT・実証用学習 e ポータル等に関する各種手続きや運用サポートについて

※ 2 オンライン学習システム推進コンソーシアム（MEXCBT コンソーシアム）

電話：03-5541-1301（平日 9 時～17 時）

メールアドレス：[mexcbt-info@uchida.co.jp](mailto:mexcbt-info@uchida.co.jp)